

東京都北区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十九号

東京都北区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を
改正する規則

東京都北区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則（平成五年八月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するに足りる書類」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条の二第一項中「別記第四号様式の二」を「別記第四号様式」に、「別記第四号様式の三」を「別記第四号様式の二」に改め、同条第三項中「別記第四号様式の四」を「別記第四号様式の三」に、「別記第四号様式の五」を「別記第四号様式の四」に改める。

第七条第二項中「者は、」の下に「第一項に規定する開発許可標識又は」を加え、「標識」を「開発許可標識に代える標識」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十九条第一項の許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第二項の規定に基づき同法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた場合には、同法第四十九条の標識に次に掲げる事項を記載したものをもって前項の開発許可

標識に代えることができる。

- 一 開発許可標識である旨の表示
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 三 開発区域の面積
- 四 工事施行者の住所

第十条中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

別記第一号様式備考1中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に、「第8条第1項」を「本文の宅地造成」に、「第16条第1項」を「宅地造成等工事規制区域」に、「第8条第1項」を「本文の宅地造成」に、「第16条第1項」を「宅地造成等」に、「第10条第1項」を「第8条第1項」に、「第16条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

同意証明書

の施行に係る都市計画法
 第29条の規定による開発行為
 第35条の2の規定による開発行為の変更
 については、別冊の設計説明書及び設計図によ
 り施行することに同意したことを証明します。

1 土地の関係権利者

所在地及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	同意者住所氏名	摘要

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	用途	延べ面積	権利の種類	同意年月日	同意者住所氏名	摘要

備考

- 1 権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- 2 当該権利に係る土地又は工作物が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3 同意者住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

別記第四号様式を削り、別記第四号様式の二を別記第四号様式とし、別記第四号様式の三を別記第四号様式の二とし、別記第四号様式の四を別記第四号様式の三とし、別記第四号様式の五を別記第四号様式の四とする。
別記第九号様式中

	職 ()	職 ()
--	-------	-------

を

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年七月三十一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則別記第一号様式、第三号様式、第四号様式の二から第四号様式の五まで及び第九号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十三日

東京都北区長
山田加奈子

4月入所を申請している世帯（4月入所のみ適用）

別表第三備考1中「※5」を「※6」に改め、同表備考2中「※5」を「※6」に、「※6」を「※7」に改め、同表備考3中「育児休業の延長を承認する旨の」を「復職に要する」に、「※6」を「※7」に改める。

別表第四中4の項を削り、5の項から8の項までを4の項から7の項までとし、同項の次に次のように加える。

8 別表第3番号5の調整指数に該当する世帯（4月入所のみ適用）

別記第十四号様式(乙)中「※5」を「※6」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則第四条第五項、別表第三及び別表第四の規定は、令和七年四月一日以後に保育の利用を開始する場合の利用申請に係る利用調整について適用し、同日前の

ものに係る利用調整については、なお従前の例による。

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十一号

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則

東京都北区契約事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「並びに」を「及び」に、「納入（提出）者」を「納入者又は提出者」に改め、同条第一号中「かかる」を「係る」に改め、「、契約書」の下に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。第四十一条を除き、以下同じ。）」を、「もの」の下に「である場合」を加え、「当事者双方が契約書に記名押印した」を「契約を締結した」に改め、同条第二号中「かかる」を「係る」に改め、同条第三号中「あつては」を「あつては、」に改める。

第四十一条第一項中「二通」の下に「作成し、又は契約内容を記録した電磁的記録を」を加え、同条に次の一項を加える。

4 契約担当者は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項に規定する総務省令で定める措置を講じなければならない。

第五十三条第一項中「関係書類」の下に「（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第五十五条第一項において同じ。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。